

議案第33号

債権の放棄について（経済戦略局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市福島区野田 1 丁目 1 番86号大阪中央卸売市場内
株式会社 中央食堂
- 2 債 権 の 内 容 中央卸売市場本場の市場施設の使用者が負担すべき電気の使用に係る費用並びに水道及び下水道の使用に係る費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 電気の使用に係る費用の額金140,557円並びに水道及び下水道の使用に係る費用の額金340,956円の合計金481,513円並びにこれに対する遅延損害金並びに支払済みの電気の使用に係る費用に対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が会社法の規定により解散したとみなされており、株主総会の決議により株式会社を継続することができる期間も経過していることから、当該債権の弁済を受けることができる見込みがなく、かつ、債務者に差し押さえることができる財産があることが確認できないことから、当該債権を回収できる見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

中央卸売市場本場の市場施設の使用者が負担すべき電気の使用に係る費用並びに水道及び下水道の使用に係る費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。